

## 予算決算委員会総務文教分科会記録

1 日 時 令和5年9月21日（木曜日）

開 会	午前 9時58分
休 憩	午前10時04分
再 開	午前10時07分
休 憩	午前10時20分
再 開	午前10時34分
休 憩	午前11時33分
再 開	午後 1時57分
閉 会	午後 2時19分

2 場 所 第 1 委 員 会 室

3 出席委員 8人

分科会長	松 井 邦 人
分科会副会長	金 岡 貴 裕
委 員	飯 山 勝 彦
//	東 篤
//	松 尾 茂
//	鋪 田 博 紀
//	赤 星 ゆかり
//	柞 山 数 男

4 欠席委員 0人

5 地方自治法第105条の規定により出席した者

議 長 金 厚 有 豊

## 6 説明のために出席した者

### 【企画管理部】

部長	前田 一士
法務指導監	福島 武司
理事（ガラス美術館長）	土田 ルリ子
部次長	刑部 博規
部次長（行政改革・公共施設再編・人事管理担当）	関谷 雄一
情報企画監	小倉 康男
参事（政策秘書担当）	本郷 由佳
参事（企画調整課長）	高橋 洋
参事（文化国際課長）	豊島 栄治
参事（婦中ふれあい館長）	宮前 仁
行政経営課長	岸 聡之
文書法務課長	東福 光晴
職員課長	竹内 孝
秘書課長	植野 聡希
広報課長	栗山 朋子
情報システム課長	中川 哲也
スマートシティ推進課長	越村 真
ガラス美術館次長	水原 秀樹
職員研修所長	舛田 恵美
公文書館長	木下 満
富山外国語専門学校事務長	横越 純
富山ガラス造形研究所事務長	佐伯 緑子
企画調整課主幹（調整担当）	堀 友彰

## 【防災危機管理部】

部長	中村 敏之
部次長	増山 和弘
部次長（生活安全交通・防災危機管理担当）	浅野 丈晴
参事（少年指導担当）	小善 誠
防災危機管理課長	山口 敬
生活安全交通課長	廣瀬 康之
防災危機管理課主幹（調整担当）	大浦 寛之

## 【教育委員会】

事務局長	砂田 友和
理事（事務局次長（総務・社会教育担当））	古西 達也
事務局次長（学校教育担当）（教育センター所長併任）	竹脇 孝志
図書館長	越野 伸二
科学博物館長	水高 清志
民俗民芸村管理センター村長	若木 佳之
参事（郷土博物館長）	坂森 幹浩
教育総務課長	青山 哲也
学校再編推進課長	山口 雅之
学校施設課長	高瀬 雅基
学校教育課長	福満 弘信
学校保健課長	由水 正恵
生涯学習課長	加藤 孝一
教育行政センター所長	片山 尚之
埋蔵文化財センター所長	堀沢 祐一
市民学習センター次長	寺島 優子
教育総務課主幹（調整担当）	仙石 正明

**【財務部】**

部長	牧田 栄一
部次長	石金 俊介
部次長（税務担当）	笠間 信行
参事（資産活用担当）	高場 英人
参事（債権管理担当）	加藤 康博
財政課長	中山 武史
管財課長	高道 伸治
契約課長	高波 宏明
工事検査課長	坂井 義隆
納税課長	瀬川 智行
市民税課長	大島 聡
資産税課長	小川 徹雄
債権管理対策課長	川崎 隆人
財政課主幹（調整担当）	原城 禄充

**7 職務のために出席した者****【議会事務局】**

議事調査課議事係長	土方 智樹
議事調査課主任	田伏 由佳
議事調査課主任	杉林 睦美

## 8 会議の概要

分科会長 ただいまから、令和5年9月定例会の予算決算委員会総務文教分科会を開会いたします。  
なお、本日は地方自治法第105条の規定に基づき、金厚議長が出席されています。

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

分科会長 審査に先立ち、分科会記録の署名委員に、赤星委員、柞山委員を指名します。  
各案件の審査については、各部局単位とし、お手元に配付してあります審査順序のとおり行う予定であります。  
なお、質疑については、議案に直接関係あるものだけにお願いいたします。  
また、委員及び当局の皆さんに申し上げますが、質疑・答弁及び説明については、簡潔・明瞭に行っていただきますようお願いいたします。  
これより、企画管理部所管分の議案の審査を行います。  
議案第105号 令和5年度富山市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費中、企画管理部所管分を議題といたします。  
これより、順次、当局の説明を求めます。

企画管理部長 〔挨拶〕

企画管理部次長 〔企画管理部所管分の概要について、議案説明資料により説明〕

文書法務課長 〔議案第105号中訴訟対応事務費について、議案説明資料により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありますか。

柞山委員 議案説明資料2ページについて、市が同一の個人から国家賠償法に基づく損害賠償請求訴訟を複数件提起されたということですが、もう少し具体的に説明していただけますか。

文書法務課長 個人による訴訟のため、個人情報保護の観点から詳細なお答えは差し控えさせていただきますが、基本的には、市の行った行為が違法であるという内容の訴えです。市の行った行為によって精神的な苦痛を受けたなどという理由から、少額ですが5万円または10万円の損害賠償金で、国家賠償法に基づく損害賠償請求訴訟が複数件なされたものです。いずれの訴訟も損害が発生していないということで、裁判所では棄却されているところでございます。

柞山委員 訴訟費用はどれくらいかかっていますか。

文書法務課長 複数の所管にまたがるものを合わせて、訴訟が10件ございまして、債権額の総額は10万1,315円となっております。

分科会長 ほかにないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。  
これより、議案第105号中企画管理部所管分の意見の表明を行います。  
意見の表明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 意見の表明なしと認めます。  
以上で、総務文教分科会企画管理部所管分を終了いたします。

午前10時04分 休憩

~~~~~

午前10時07分 再開

- 分科会長 これより、総務文教分科会防災危機管理部所管分の議案の審査を行います。  
議案第105号 令和5年度富山市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費中、防災危機管理部所管分、第2条繰越明許費中、第2款総務費を議題といたします。  
これより、順次、当局の説明を求めます。
- 防災危機管理部長 〔挨拶〕
- 防災危機管理部次長 〔防災危機管理部所管分の概要について、議案説明資料により説明〕
- 防災危機管理課長 〔議案第105号中  
耐震性貯水槽整備事業について、  
防災行政無線事業について、  
議案説明資料により説明〕
- 分科会長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。
- 飯山委員 議案説明資料2ページの耐震性貯水槽整備事業について、市内5か所に整備している飲料水兼用耐震性貯水槽を点検している中で、岩瀬小学校に設置しているものに不具合があったと説明がありましたが、その点検は定期的に行っているのか、それとも何かあったときに行っているのですか。
- 防災危機管理課長 市内5か所の飲料水兼用耐震性貯水槽について、原則、1年につき1か所のペースで点検し、不具合があれば修繕を行うこととしております。
- 飯山委員 5か所ということは、1か所を5年に1回ずつ点検しているということでしょうか。
- 防災危機管理課長 原則的な考え方としては、おっしゃるとおりです。



- 東委員 1年につき1か所のペースで点検するので、次の点検までは5年という大変長い期間が空きます。岩瀬小学校に設置している飲料水兼用耐震性貯水槽について、緊急遮断弁に不具合が生じ、災害時に正常に機能しないことが判明したとのことですが、不具合があった期間はどの程度と考えられますか。
- 防災危機管理課長 不具合を確認したのは令和5年1月の点検時で、その前の点検が令和2年2月でありますので、最大で2年11か月と推定されます。
- 東委員 大変長い期間、不具合があった可能性があります。万が一この間に災害が起こったとしても、この貯水槽が使えなかったことになりませんが、そのような場合、飲料水をどこから確保することになりますか。
- 防災危機管理課長 本市の飲料水の備蓄につきましては、緊急用給水栓一井戸のことですが一や耐震性貯水槽、ペットボトルの備蓄を合わせて、約18万5,000人分を備蓄しております。今回の不具合による影響はおよそ1万1,000人分であり、飲料水の確保に大きな支障はないものと考えております。
- 東委員 飲料水兼用耐震性貯水槽とは、飲料水の確保のためのみにあるのでしょうか。
- 防災危機管理課長 飲料水兼用という名称ですが、消火用水を兼ねているという意味ですので、飲料水の確保のためのみのものではありません。
- 東委員 消火用水も兼ねているということですが、それが使えない場合、危機管理体制として、どこから消火用水を確保することになっているのでしょうか。
- 防災危機管理課長 消防分野の消火用水については、恐らくほかにもいろいろと確保されていると思いますが、消火用水に使用されることによって飲料水として使うことがで

きる量が目減りする場合もあると思います。  
その場合は、先ほど申し上げたもの以外にも、例えば給水車による運搬や、他の自治体からの応援などによって、十分に供給されるものと考えております。

東委員 対策は考えていらっしゃるということですね。  
緊急遮断弁の修繕に9か月ほどかかるということですが、この補正予算案が可決された場合、いつ頃完成する見込みですか。

防災危機管理課長 補正予算案を可決していただいた場合、本年10月には遅滞なく発注したいと思っております。  
工期は約9か月とされておりますので、天候等の影響により前後する可能性はありますが、令和6年7月頃には完成すると伺っております。

東委員 修繕がしっかりと進むように、点検や指導をしていただきたいと思います。

柝山委員 議案説明資料3ページの防災行政無線事業について、4か所のバッテリーの交換に200万円かかるということですが、これはどのようなバッテリーですか。

防災危機管理課長 大きさにつきましては、車のバッテリーのようなものをイメージしていただければと思います。  
用途としましては、設備や建物には発電装置がありますが、停電が発生したときにそちらの発電装置につなぐためのものであり、一時的にも電気が切れないようにするための機能を担っているものであります。

柝山委員 4か所のバッテリーを交換するということが、全部で何個あるのですか。

防災危機管理課長 議案説明資料3ページの(3)事業内容の表に記載しているとおり、1か所につき5個のバッテリーを交換します。

柝山委員 合計20個ですから、1個10万円という見積りです。これはアラートが鳴ってから交換するものなのですか。

防災危機管理課長 経験則上、アラートが鳴った後でも、一定程度は対応できる期間が確保されていることが分かっておりますので、アラートが鳴ってから交換することを考えております。しかし、使用状況によって対応できる期間が若干前後することも分かってまいりましたので、今後、より確実に運用することと同時に、予算の平準化を図るためにも、当初予算での対応について検討する必要があると考えております。

東委員 ちなみに、このバッテリーは通常何年ぐらい使用可能なのでしょうか。

防災危機管理課長 四、五年と聞いております。

東委員 今後、四、五年を目安にして、年度当初に予算を組むことを考えていくということによろしいでしょうか。

防災危機管理課長 そのとおりでございます。

分科会長 ほかにないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。  
これより議案第105号中防災危機管理部所管分の意見の表明を行います。  
意見の表明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 意見の表明なしと認めます。  
以上で、総務文教分科会防災危機管理部所管分を終了いたします。

午前10時20分 休憩

~~~~~  
午前10時34分 再開

分科会長      これより、総務文教分科会教育委員会所管分の議案の審査を行います。  
議案第105号 令和5年度富山市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算の補正中、歳出第10款教育費、第3条債務負担行為の補正中、教育委員会所管分、  
報告第44号 専決処分について承認を求める件、  
専決第25号 令和5年度富山市一般会計補正予算（第3号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費中、教育委員会所管分、第10款教育費、  
報告第46号 専決処分について承認を求める件、  
専決第33号 令和5年度富山市一般会計補正予算（第4号）、第1条歳入歳出予算の補正中、歳出第10款教育費、  
以上3件を一括議題といたします。  
これより、順次、当局の説明を求めます。

教育委員会事務局長      〔挨拶〕

教育総務課長      〔議案第105号中  
熊野小学校への寄附による消耗品及び備品の購入について、  
議案説明資料により説明〕

学校教育課長      〔議案第105号中  
外部有識者による調査組織設置事業について、  
議案説明資料により説明〕

学校保健課長      〔議案第105号中  
宮野小学校・新保小学校の親子調理方式導入に伴う給食調理等業務委託について、  
議案書及び議案説明資料により説明〕

- 教育委員会事務局次長〔議案第105号中  
(学校教育担当) 学校のDX推進に向けた外部人材の活用について、  
(教育センター所長兼任) 議案説明資料により説明〕
- 学校教育課長〔報告第44号中  
災害救助法の適用による学用品の給与について、  
議案説明資料により説明〕
- 学校施設課長〔報告第44号中  
学校施設の災害復旧について、  
議案説明資料により説明〕
- 学校教育課長〔報告第46号について、  
議案説明資料により説明〕
- 分科会長 これより、質疑に入ります。  
議案説明資料の順に進行したいと思います。  
議案説明資料2ページの熊野小学校への寄附による  
消耗品及び備品の購入について、質疑はありません  
か。
- 〔発言する者なし〕
- 分科会長 議案説明資料3ページの外部有識者による調査組織  
設置事業について、質疑はありませんか。
- 東委員 調査組織の活動実績が当初の見込みを超え、報償金  
に不足が生じるということですが、これまで何回に  
わたり何時間かけて、事実関係の調査や事実認定、  
検証などを行ってきたのでしょうか。
- 学校教育課長 これまでの調査活動としましては、実際に委員が集  
合して行う会議、打合せ、聞き取り調査以外にも、  
資料の読み込みや検討、関連法規の通知等の文献収  
集・調査・検討、報告書の作成などを各委員が行っ  
ており、本年8月末までの実績は計219回、71  
3時間50分となっております。

- 東委員 これまで相当の日数をかけて調査してこられました  
が、御遺族に調査報告書をお渡しして、臨時で開催  
される総務文教委員会で委員に報告するということ  
ですので、状況は進んでいると思います。  
今回新たに補正予算案として627万円を計上され  
ていますが、これからさらに何回にわたり何時間か  
かけて作業を行うのでしょうか。最終的に総務文教  
委員に説明していただくのがいつ頃になるのかも教  
えてください。
- 学校教育課長 昨日、調査組織から調査報告書を頂きまして、本日、  
御遺族にお渡ししました。  
現在のところ、次回の会議の予定はございません。  
この後、何かあれば活動を行う可能性はあるので  
すが、一旦区切りをつけることになっております。
- 東委員 補正予算案の600万円余りは、必要な経費が既に  
当初予算を超過してしまっているため、その不足し  
ている部分に充てるものということでしょうか。
- 学校教育課長 まず実績に対し予算が不足している分です。それか  
ら、調査組織に公正中立な立場で調査していただく  
ため、市教育委員会は会議等に参加してこなかった  
ことから、調査等がいつ終わって調査報告書がいつ  
提出されるのか想定できなかつたため、本年1月か  
ら6月までの実績を基に、調査等が年内までかか  
ると想定して計上させていただきました。  
今回の調査等はこれで一旦終了しますので、予算の  
不足分と本年9月までの分をこの補正予算で充当さ  
せていただきたいと思います。
- 東委員 状況は分かりました。  
今後、臨時で開催される総務文教委員会で説明し  
たいということでしたが、それはいつ頃になりそう  
ですか。
- 教育委員会事務局長 総務文教委員会の開催日を決めていただくのは総務  
文教委員長であり、私どもからは立場上申し上げら

れませんが、昨日、調査報告書が提出されましたので、次に御遺族または関係者の方にその内容をお見せする手順を踏むという定めがございます。そのような手順を踏みながらも、いたずらに長い間を置いて公表するわけにもいかないと思いますので、決めていただいた臨時の総務文教委員会の開催日に間違いなく公表できるように準備し、調査報告書について御説明させていただきたいと思います。

松尾委員 御遺族の方に調査報告書をお渡ししたということで、その内容に対して御遺族の方から返答をいただくことになると思うのですが、その返答は第三者委員会に報告されるのでしょうか。

学校教育課長 いじめの重大事態の調査に関するガイドラインでは、御遺族から調査報告書に対する意見書を出すことができるとしておりまして、その意見書は御遺族もしくは御遺族代理人から市教育委員会へ提出されるものになります。第三者委員会一調査組織に提出されるものではないので、申立て等があれば市教育委員会に届くことになっております。

松尾委員 第三者委員会としての調査はこれで終了ということですが、御遺族の方から市教育委員会に意見書が提出された場合、市教育委員会から第三者委員会に対して、その意見書に基づいた対応をお願いすることも可能性としてはあるのですか。

学校教育課長 調査報告書については、第三者委員会一調査組織から報告していただいているものですので、例えば意見書の内容が調査報告書に関する質問の場合は、調査組織に確認しなければいけないことから、場合によっては御意見、御指導をいただくことがあります。

松尾委員 どのような形になるのかは分かりませんが、ぜひ最後まで丁寧をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

- 分科会長 議案説明資料4ページの宮野小学校・新保小学校の親子調理方式導入に伴う給食調理等業務委託について、質疑はありませんか。
- 赤星委員 本年6月定例会の総務文教分科会において、この親子調理方式を導入するという話が出ておりましたが、その際に民間委託の話が一言も出なかったのはどうしてでしょうか。
- 学校保健課長 本年6月定例会では、運営に当たる給食調理等業務委託ではなくて、給食室の改修設計や給食配送業務に関する予算要求をしました。通常、給食調理等業務委託は準備期間も含めて、業務開始の半年前である9月に提案していることに加え、新規業務委託であっても四、五か月の準備期間で対応してきたことから、本来であればこの9月定例会で提案したかったところですが、宮野小学校と新保小学校の給食配送業務につきましては、昨今の情勢により、これまで使用していない規格の車両の準備に1年程度の期間を要することが想定されたため、6月定例会で提案したものです。
- 赤星委員 給食調理の委託業者が急に破産して、給食が提供できなくなり、全国各地で給食が止まってしまうという大変なことが起きて、ニュースで話題になりました。毎日の食事のことですから、子どもたちが本当にかわいそうです。  
民間企業である以上、そのようなりスクは付き物だと思うのですが、株式会社ホーユーの問題と同じようなことが起きないように、何か対策を講じておられるのでしょうか。
- 学校保健課長 本市の学校給食調理の事業実施に当たっては、食材調達や献立作成などは富山市学校給食会を通じて行っていることから、報道のあった株式会社ホーユーのような事例とは事業のスキームが違っていると考えております。同様の事例が起こることは考えにくいのですが、何かしらの事情により業者の事業実施



が困難となった場合に、代行業者を設けることや代行サービスを活用することについての文言を仕様書に盛り込めないか、検討してまいりたいと考えております。

赤星委員　これから検討するということですか。

学校保健課長　この予算案が可決されてから検討することになります。

赤星委員　代行業者や代行スキームとは、具体的にはどのようなものでしょうか。代行業者は違う会社のことなのか、代行スキームとはどういうことなのか、説明をお願いします。

学校保健課長　幾つかのパターンがございます。社団法人のようなところで代行サービスをしている団体を活用する方法と、あらかじめ契約を結んでおいて、個別の事業者が事業を継続できなくなった場合に対応するという方法の少なくとも2パターンが考えられます。今後、本市の状況に合わせて対応できるような契約ができないか考えていきたいと思っております。

赤星委員　現在、宮野小学校と新保小学校の給食調理業務では、正規職員、パート職員の調理員がそれぞれ何人体制で作っておられるのでしょうか。

学校保健課長　新保小学校は正規職員が3人と、0.5人と換算したパート職員1人で合わせて3.5人、宮野小学校は正規職員が3人で作っております。

赤星委員　これまでたくさんの小学校と中学校で給食調理業務の民間委託が行われてきましたけれども、日本共産党会派としては、そのうち17校において民間委託前後の様子を見に行っていました。学校の中で働かされている民間企業のスタッフは、正社員が少なく、せいぜい二、三人で、あとは未経験や経験の浅い方もオーケーという求人情報で募集し

ているパートであり、全体の人数が増える傾向が見えたのですけれども、それで間違いないでしょうか。

学校保健課長 細かい数字に関する資料は、現在、持ち合わせていないのですけれども、業務委託の仕様書の中で、責任者や副責任者については常勤の正規社員の方とし、それ以外の方については免許や要件に応じた方としております。常勤換算で標準とされる人数以上の一約2倍まではいかないですが、場合によっては2倍の人員が配置されているという状況です。

赤星委員 給食調理業務の委託をしてきた会社は、たしか5社だったと思うのですけれども、本社が東京都や大阪府に所在している会社ばかりで、富山市に本社があるのは1社だけで間違いないですか。

学校保健課長 御指摘のとおり、富山市に本社がある会社は1社で、残りの4社の本社は県外にあります。

赤星委員 今回の債務負担行為は、限度額が3年間で9,300万円ですけれども、この中には受託する企業の利益分も含まれていますから、単純な人件費だけの比較にはなりません。企業の利益になる分は、割合でどれぐらいなのでしょう。

学校保健課長 一概にどれだけかということは、それぞれの企業の状況によって違いますので何とも言えませんが、見積り金額のうち、概ね70%から80%を人件費として見ている業者が多いということだけは言えるかと思えます。

赤星委員 (2) 事業目的に、親子調理方式の導入により大規模化する調理、洗浄、配膳等の業務を効率的に実施するため、民間委託を行うもの、とあるのですけれども、市の直営で行うと効率が悪いということですか。

学校保健課長 民間委託では、柔軟な人員配置や、他県などでも実

施しているサービスのノウハウを生かすことで、より効率的に業務ができるという話であって、市の直営が効率的ではないと言っているものではないと思います。

赤星委員 民間のノウハウとよく言われるのですが、具体的にどのようなことでしょうか。今までは、企業秘密だからということで、具体的な説明を受けたことが全くないのですけれども、何かお答えできることがあれば教えていただきたいと思えます。

学校保健課長 富山市では民間委託の基準が定められておりますけれども、民間委託のメリットとしては、市直営に比べて人件費や物件費を縮小できることが挙げられます。業務の効率化の面では、夜間や早朝などの不規則な勤務や短時間勤務、調理の研修など、公務員の勤務実態になかなかなじまないような場合や、時期によって業務が変動することに対しても柔軟に対応できることが挙げられます。あとは、高度な知識や技術等の活用ということで、他県で実施されている新たな民間サービスが導入できるといったこともメリットとしてよく挙げられております。

赤星委員 今回の説明は給食調理業務だけではなくて、民間委託に関する一般論ですか。

学校保健課長 一般論とも取れますけれども、給食調理業務においても言えることだと考えております。

赤星委員 現在の市直営で調理業務を続けた場合、3年間でかかる経費はどれだけだと見込まれますか。

学校保健課長 例えば、洗剤代や間接的で計算できない人件費などもありますので、一概には比較できないのですけれども、調理員の人件費だけだと、民間委託のほうが単純計算で約250万円から300万円高くなるかもしれないと試算をしております。ただ、これは債務負担行為上の計算であり、この後の契約の際には

金額が変わりますので、今の段階では何とも言えません。

赤星委員 民間委託のほうが250万円から300万円高くなるのですか。

学校保健課長 すみません、このほかに配膳員の金額が加わりますので、人件費だけではほぼ同額と見ております。

赤星委員 給食調理業務が民間委託になりますと、栄養教諭または栄養職員が給食室に入って、調理をしている民間企業の調理スタッフに直接指示をすることは、法律上、偽装請負になるのでできなくなるということでご間違いはないですか。

学校保健課長 栄養教諭や栄養職員の業務として、給食調理場の管理をすることがあります。個別の調理員には指示ができなくなりますが、責任者との連絡調整につきましては業務として残ると考えております。

赤星委員 給食室の中で給食を作る人を民間企業のスタッフに置き換えてきたので、市の調理員は減らされてきました。  
単独校調理業務の民間委託を始めた平成25年度から令和5年度までの調理員数の推移について教えてください。

教育総務課長 平成25年度以降の、小学校、中学校、幼稚園における正規職員の調理員の人数についてお答えいたします。平成25年度137人、平成26年度128人、平成27年度125人、平成28年度118人、平成29年度119人、平成30年度113人、令和元年度110人、令和2年度109人、令和3年度106人、令和4年度102人、令和5年度98人で、いずれも5月1日現在の人数となっております。

赤星委員 11年間で39人、3割ぐらいの人数が減っています。

す。今年度、調理員を3人募集していると思うのですけれども、技術の継承などについてはどのような計画になっているのでしょうか。人数を減らしていけばいいというものではなくて、直営での力の維持や技術を高めることも必要だと思うのですが、いかがでしょうか。

学校保健課長 調理員の技術継承につきましては、調理現場でのOJT、学校保健課が年に2回主催している研修など、その他の機会も捉えて、これまでも人材育成に取り組んできたところであり、これについては今後も変わらないと考えております。

赤星委員 大規模な学校でも、変わらずに市直営で調理業務を行っているところもありますが、小さい学校を除いて、そのほかは大体、民間委託をしてきたように思うのですけれども、その考え方はどうなっているのでしょうか。

学校保健課長 民間委託を導入するに当たっては、幾つか基準を設けております。  
1つ目に、規模が一定以上であること、2つ目に、栄養職員、栄養教諭が配置されていること、3つ目に、拠点校ではないということ—拠点校というのは、休暇などを取った調理員の代わりに、調理業務の応援に行く調理員が在籍している拠点としての学校のことであり、今年度であれば拠点校が4校ありますが、この拠点校は対象から外すという要件がございます。現在、大規模な学校で拠点校となっている場合、民間委託の導入はしておりません。

東委員 先ほど赤星委員もおっしゃいましたが、給食調理業務を全国展開している広島県の大手企業が営業停止となり、学校や寮の給食の供給が止まってしまったということで、どうしても神経質にならざるを得ないような社会的状況があります。新聞やインターネットでもこのことについて大変多く取り上げられている状況ですが、給食調理業務を非常に安い契約金

で落札することによって、それを会社の信用にし、その分、別のところで費用を抑えるという経営の会社も多くあるという報道があります。  
今回の宮野小学校と新保小学校の給食調理等業務委託においては、会社の経営状況などをしっかりと調べて、契約までの手続を今までよりも慎重に踏んでいく必要があると考えますが、見解をお伺いします。

学校保健課長 市の入札参加資格の業者登録をしていないと契約の相手方にはなり得ないのですけれども、業者登録に際しましては、契約担当課に提出する経営状況に関する資料により審査が行われており、そこでまずチェックされることになっております。  
そのほか、入札行為に先立ち、受託可能かどうかの意向調査を行うのですが、この調査でも経営状況の確認をしていくこととなります。

東委員 意向調査は業者に対して行うものだと思うのですが、当然、契約したい会社は自分の会社のことを悪くは言わないと思うので、そこはどうなのかとは思いますが、業者登録に際しましては、契約担当課でしっかりと調べていただくことも大事になってくると思います。  
今回の報道の中では、契約金が大変安く、結局は営業停止にならざるを得なかったと言われています。これまでの給食調理等業務委託において、契約途中で業者から契約金の引上げを要請されたことはありますか。

学校保健課長 これまで、契約期間中に契約金引上げの要請があったという情報は持っておりません。

東委員 富山市の場合は富山市学校給食会が絡むということで、食材の確保は大丈夫かもしれませんが、広島県の大手業者のようなケースもあったので、契約途中で契約金を引き上げてほしいという要請があった場合、市教育委員会としてはどのように対応していくつもりでしょうか。

- 学校保健課長 契約変更が生じることがないように、これまでも、業者決定に当たっての見積り時には、賃金や業務の変動も含めた3か年を見越して入札していただいております。  
ただ、万が一契約変更が生じるような場合には、契約約款の規定に基づきまして、発注者と受注者の協議の上、債務負担行為の限度額の範囲内での対応を検討することになると考えております。
- 東委員 当然、安くできることにこしたことはないのですが、そのせいで業者側の経営が行き詰まってしまったら、給食が提供されないという最悪の事態になるので、しっかりと対応を取っていただきたいと思います。  
万が一、様々な事情によって契約に至らなかった場合、給食調理業務を直営のまま維持したり、直営に戻したりするという考えでいらっしゃるのか、見解を伺います。
- 学校保健課長 入札に先立ち実施する受託可能かどうかの意向調査において、複数事業者から受託可能であるという回答をいただいておりますので、受託業者がないという状況ではないと考えております。  
仮にお尋ねのような場合には、直営での実施を考えております。
- 分科会長 議案説明資料5ページの学校のDX推進に向けた外部人材の活用について、質疑はありませんか。
- 柝山委員 国のGIGAスクール構想により導入した1人1台端末の活用を一層促進させるため、外部人材による助言、支援を求めるとのことですが、実際、どのような方が何人、どれくらいの期間従事されるのか教えてください。
- 教育委員会事務局次長  
(学校教育担当)  
(教育センター所長兼任) 人数は1人を想定しております。  
期間につきましては、市教育委員会の目指す教育DXの推進は1年間では完了できないと考えておりま

すが、任期は1年といたしまして、再任を妨げないという案で要綱を作成しております。実際のところは数年程度の期間となることを想定しております。人材につきましては、ICT技術を活用した教育全般について、特に優れた見識を持つ方ということで、市教育委員会のICT技術を活用した教育活動全般について調査・研究を進めていただくに足る資質・能力を持った方を想定しております。

柝山委員 期間が複数年にわたることもあるということですが、市教育委員会が目標とする達成の程度は決まっているのでしょうか。また、市教育委員会から取組内容を提案してお願いするのでしょうか。

教育委員会事務局次長  
(学校教育担当)  
(教育センター所長兼任) 先進的な活用事例を踏まえた支援や提案と、学習データを利用した児童・生徒の個別最適な学びの具現化ということで、令和6年度の教育ネットワークの更改を踏まえたクラウド上での個別最適な学びの具現化を想定しているため、具体的にどれぐらいの年月がかかるのかということは、その時点でしっかりと見定めた上で進めてまいりたいと考えております。

東委員 補正額の177万円余りは、全額が報償金でしょうか。

教育委員会事務局次長  
(学校教育担当)  
(教育センター所長兼任) 報償費と費用弁償の合計金額です。

東委員 業務を依頼する方に支払う金額ということで、確認させていただきました。

分科会長 議案説明資料7ページの災害救助法の適用による学用品の給与について、質疑はありませんか。

柝山委員 過去にも災害救助法が適用されたことはあったのですか。



学校教育課長 富山県地域防災計画によりますと、富山市において、昭和22年10月施行の災害救助法が適用された例は、昭和23年以降、2件あると記載されておりますので、今回で3回目です。過去2回とも水害による適用であったということを確認しております。

分科会長 ほかにないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。  
これより、議案第105号中教育委員会所管分、報告第44号中教育委員会所管分、報告第46号中教育委員会所管分、以上3件を一括して意見の表明を行います。  
意見の表明はありませんか。

赤星委員 私は、議案第105号 令和5年度富山市一般会計補正予算中、富山市立宮野小学校・新保小学校の学校給食調理業務を新たに民間委託するための債務負担行為については、反対の意見を表明します。  
平成25年度以来、学校内の給食室で給食を作る自校方式を取り入れていた小学校18校、中学校3校において、給食調理業務が市の直営から民間委託に変更されてきました。  
児童・生徒数が増え続けている新保小学校においては、敷地や校舎の拡張には限界があることから、本年6月定例会では、宮野小学校で調理した給食を新保小学校に運ぶ親子調理方式を導入することはやむを得ない措置であると判断し反対しませんでした。その調理業務を民間委託することには反対です。  
平成25年度以来、単独校調理場の調理業務民間委託を開始され、子どもたちの命と心を育む教育の一環である給食を作る仕事を担う従事者が、市の正規職員から民間事業者置き換えられることにより、多くの低賃金・不安定雇用に移行されてきました。学校給食の調理業務という公共サービスを担う従事者の労働条件や経験年数は、サービスの質を左右する重要な要素ですが、こうした条件についても、企業秘密であるとして、住民の意思を反映する議会がチェックすることさえできません。

また、学校給食の提供は長期にわたり、安定的に行われなければなりません。民間委託を受けた事業者が経営破綻して、突然、給食が提供できなくなる例が全国各地で起きています。富山市では今後、業務委託仕様書に代行業者や代行スキームを盛り込むことを検討するとのことですが、民間企業には、経営リスクが付き物であり、確実な保証があるとは言えないと思います。

さらに、東京都や大阪府にある大企業本社の利益として吸い上げられる分もあることから、投入した税金が地域に還元され、地域で循環する経済が壊されていくということも考えていただきたいと思います。子どもたちにとって最善の給食を安定して提供し続けていくために、学校給食の調理は市の直営で行っていただきたいことから、新たな民間委託には賛成できません。

鋪田委員

富山市議会自由民主党から、賛成の立場で意見の表明を行います。

学校給食の調理業務委託については、当局から説明があったとおりこれまでも進められており、私もは様々な観点からそれについて賛成してまいりました。

他県において、民間事業者の経営困難により給食の提供や食堂での調理ができなくなった問題については心配しておりましたが、今回の本市の民間委託と報道であるような民間事業者とは業務スキームが異なるという説明をお伺いしました。

したがって、今回提出されている議案については、賛成すべきという意見を述べさせていただきます。

分科会長

これをもって、意見の表明を終結いたします。

以上で、教育委員会所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、報告案件として提出されている

報告第50号 令和4年度富山市一般会計継続費精算報告書、第10款教育費

を議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

学校施設課長 〔報告第50号中  
小学校費及び中学校費について、  
議案書により説明〕

生涯学習課長 〔報告第50号中  
社会教育費について、  
議案書により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。  
以上で、総務文教分科会教育委員会所管分を終了いたします。

午前 11時33分 休憩

~~~~~

午後 1時57分 再開

分科会長 これより、総務文教分科会財務部所管分及び歳入等の議案の審査を行います。  
議案第105号 令和5年度富山市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算の補正中、歳入全部、歳出第2款総務費中、財務部所管分、第4条地方債の補正、  
報告第44号 専決処分について承認を求める件、  
専決第25号 令和5年度富山市一般会計補正予算（第3号）、第1条歳入歳出予算の補正中、歳入全部、第2条地方債の補正、  
報告第46号 専決処分について承認を求める件、

専決第33号 令和5年度富山市一般会計補正予算  
(第4号)、第1条歳入歳出予算の補正中、歳入全部、第2条地方債の補正、  
以上3件を一括議題といたします。  
これより、順次、当局の説明を求めます。

財務部長 〔挨拶〕

財政課長 〔議案第105号中  
一般会計補正予算(歳入・地方債)について、  
財政調整基金の積立について、  
議案概要書及び議案説明資料により説明〕

管財課長 〔議案第105号中  
八尾中核工業団地法面復旧業務について、  
議案説明資料により説明〕

納税課長 〔議案第105号中  
市税償還金の補正について、  
議案説明資料により説明〕

財政課長 〔報告第44号について、  
報告第46号について、  
議案書により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

赤星委員 議案説明資料2ページの財政調整基金の積立について、(2)補正の目的に、令和4年度の一般会計決算剰余金のうち、18億円を積み立てるものとありますが、決算剰余金の総額は幾らだったのでしょうか。

財政課長 令和4年度決算剰余金は35億1,464万3,000円になりますので、2分の1を上回る分で18億円を積み立てるものでございます。

- 赤星委員 本年7月の大雨災害の復旧のため、専決処分により財政調整基金を取り崩して充てられておりますが、それ以前に財政調整基金を取り崩したのはいつで、どのような目的だったのでしょうか。
- 財政課長 今回、財政調整基金を取り崩す予算を計上したのですが、昨年度以前の直近で財政調整基金を取り崩す予算を計上いたしましたのは、令和3年度の当初予算でした。そのときはコロナ禍の真ただ中で、税収減が見込まれたため、当初の一般財源の不足に対応するために10億円を取り崩す予算を計上しましたが、結果的に決算では取り崩しておりません。直近で実際に財政調整基金を取り崩しましたのは、令和元年度の当初予算で、路面電車の南北接続等による財源不足のために14億円、あと、同年度の3月補正におきまして新型コロナウイルス感染症対応として2,100万円余り、計14億2,100万円余りを取り崩す予算を計上し、実際に同額を取り崩しております。
- 飯山委員 議案説明資料4ページの市税償還金の補正について、市税償還金の予算が足りなくなったということですが、このようなことが起きているということは、来年度以降の税収も少なくなる見込みはあるのでしょうか。
- 市民税課長 今はまだ半年経過した段階であって、下半期に決算を迎える法人もあることから、現時点で今年度の税収を見込むのは難しいです。ただ、今回、市税償還金に不足が生じるのは、社会全体で景気が落ちているからではなく、個々の法人にそれぞれの要因があるためですので、概ね当初予算額の水準は確保できるのではないかと考えております。
- 飯山委員 来年度以降も問題ないということでしょうか。また補正予算を要求しなければいけないということになるのでしょうか。

市民税課長 この後の下半期の動きなども踏まえながら、来年度の予算を見積もりたいと思っております。

飯山委員 分かりました。お願いします。

分科会長 ほかにないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。

これより、議案第105号中財務部所管分並びに歳入全部及び地方債の補正、報告第44号中歳入全部及び地方債の補正、報告第46号中歳入全部及び地方債の補正、以上3件を一括して意見の表明を行います。

意見の表明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 意見の表明なしと認めます。

以上で、財務部所管分及び歳入等の議案の審査を終了します。

次に、報告案件として提出されている

報告第47号 健全化判断比率及び資金不足比率報告の件

を議題といたします。

これより、当局の説明を求めます。

財政課長 〔議案説明資料により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。

以上で、総務文教分科会財務部所管分を終了いたします。

これで、９月定例会の当分科会に送付されました全議案の審査は終了いたしました。

委員各位に御相談申し上げます。

分科会長報告については、正・副分科会長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長

それでは、そのように取り計らいます。

これをもって、令和５年９月定例会の予算決算委員会総務文教分科会を閉会いたします。

令和5年9月定例会  
予算決算委員会総務文教分科会記録署名

分科会長 松 井 邦 人

署名委員 赤 星 ゆかり

署名委員 柞 山 数 男